

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第54号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「の規定に基づき、勤勉手当基礎額の算定に条例第20条第5項の規定を準用する場合における同項」を削り、「前項」を「前2項」に改め、同条に次の2項を加える。

4 条例第20条の2第5項に規定する「これに対する地域手当の月額」は、勤勉手当の計算の基礎となる給料の月額に条例第10条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

5 条例第20条の2第5項に規定する給料の月額及びこれに対する地域手当の月額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「給料、扶養手当」とあるのは、「給料」と読み替えるものとする。

第15条の2第1項第4号中「3級」を「特2級」に改め、同条第2項第4号中「同項第5号の2」を「同項第4号若しくは第5号の2」に、「、同項第4

号若しくは第5号の2の職員のうち」を「若しくは」に改め、同条第5項第2号中「若しくは第6項第1号」を削り、同項第4号中「第6項第2号」を「第6項」に改める。

第15条の3第1号中「1,000分の1,065から1,000分の1,395」を「1,000分の1,040から1,000分の1,475」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第107号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同項第4号の4中「前項第4号の3に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員(暫定再任用職員を除く。)」と、同項第5号の2中「前項第6号に掲げる職員」とあるのは「前項第4号の3に掲げる職員(暫定再任用職員に限る。)又は第6号に掲げる職員」と、」を削り、「第6項第2号」を「第6項」に改める。